

令和5年第3回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和5年3月20日（月） 午前10時から午前11時20分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏
教育長職務代理者 小出正文
教育委員 後藤明美
教育委員 鈴木森晶
欠席者 教育委員 中田めぐみ

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司
教育参事 小出泰司
学校教育課長 井戸茂治
生涯学習課長 栗山直樹
教育専門員 小坂井美衣
学校教育グループ長 菊地智行
書記 学校教育グループ 川原美香

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

- (1) 議案第6号 教育委員会事務局の職員の任免について
※秘密会
- (2) 議案第7号 豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則の廃止について
- (3) 議案第8号 令和5年度学校給食費の公表について
- (4) 議案第9号 豊山町文化財保護審議会委員の任命について
- (5) 議案第10号 豊山町教育委員会事務決裁規程の一部改

- 正について
- (6) 報告第1号 校長等の任免について ※秘密会
 - (7) 報告第2号 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について
 - (8) 報告第3号 第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について
 - (9) 報告第4号 令和4年度適応指導教室「しいのき」の運営・活動実績について
 - (10) 報告第5号 令和4年度第1回豊山町文化財保護審議会の報告について
 - (11) 報告第6号 豊山町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前10時）

教 育 長 : ただいまから、令和5年第3回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和5年2月10日に開催いたしました令和5年第2回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 第2回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 3月7日に中学校の卒業式があり、本日は小学校の卒業式であります。コロナ感染症対策に明け暮れた3年間でありましたが、教職員や保護者の皆様のご尽力もさることながら、児童生徒は本当によく頑張ってきたと思います。ここにきて、感染症対策の緩和策が相次いで打ち出され、かつての日常が取り戻されつつあります。

最近ではネットなどの情報が早く、文書での確認が後追いということが多いのですが、学校におけるマスク着用をはじめ理科や音楽など学習活動中の感染症対策が緩和される旨の報道があります。また、愛知

県では公立学校の児童生徒が自由に日を選び、校外で自主学習ができる「校外学習活動の日（ラーケーションの日）」を新年度2学期以降に導入するとの報道もありました。

「ラーケーションの日」につきましては、保護者の休み方改革につながるということですが、導入については教育関係団体からも慎重な意見が大半であり、実施に当たっては課題の整理をまずはしっかりと行うことが重要であると考えています。

学校に対する考え方が多様化する中で、新たな施策の制度設計が追いつかず、主役であるはずの児童生徒の健全な教育に支障をきたしてはいけません。最善の努力をしていきたいと思えます。

事務局長： この間の事業報告をいたします。

2月13日に、臨時町内校長会議を行いました。議題は、卒業式におけるマスク等の取扱いについてです。

2月16日に、第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を開催しました。後程、報告第3号でご説明します。

2月26日に、文化振興事業として、「豊山音楽の日」を開催しました。午前中は豊山中学校吹奏楽部と豊山ウインドオーケストラが演奏を行い、午後は名古屋フィルハーモニー交響楽団が演奏しました。

2月28日に、第2回豊山町給食センター運営委員会を開催しました。

3月3日に、第1回豊山町文化財保護審議会を開催しました。後程、報告第5号でご説明します。

3月5日に、第15回とよやまエアポートビューマラソンを開催しました。

3月9日に、町内校長会議を行いました。

3月6日から3月23日まで、豊山町議会第1回定例会が開催されております。

【一般質問の内容を抜粋して説明】

【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。

始めに、「議案第6号 教育委員会事務局の職員の任免について」及び「報告第1号 校長等の任免について」は、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規定による人事に関する案件ですので、後程秘密会で審議することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 : それでは、議案第 6 号及び報告第 1 号は、後程非公開で審議をいたします。

続いて、「議案第 7 号 豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則の廃止について」と「議案第 10 号 豊山町教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は、関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

学校教育課長 : —説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
(特になし)

教 育 長 : ご意見等ないようですので、議案第 7 号及び議案第 10 号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第 7 号及び議案第 10 号は原案どおり可決されました。
続いて「議案第 8 号 令和 5 年度学校給食費の公表について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : —説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : 給食費は、材料費を賄う費用と理解しています。物価が高騰している中で、それをカバーできる金額設定になっていますか。それとも、上昇分を町が補助していますか。

学校教育課長 : 食材の見直しや献立内容の工夫により、できるだけ現行の給食費を維持していけるよう努めています。

今後、経済状況によっては値上げせざるを得ないかもしれませんが、現時点では給食費を据え置き、保護者の負担が増えないように考えています。

教 育 長 : ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第 8 号は原案どおり可決されました。

続いて「議案第 9 号 豊山町文化財保護審議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : —説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
(特になし)

教 育 長 : ご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

- 教 育 長 : 議案第9号は原案どおり可決されました。
続いて「報告第2号 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について」、事務局から説明をお願いします。
- 教 育 参 事 : —説明—
- 教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
- 鈴 木 委 員 : 自転車のヘルメット着用について、小学校には記載がありますが中学校にはありません。部活動の際は着用していると思いますが、中学生に対してどこまで徹底するのか、まだまだ努力義務の範疇ではありますが、今後どうするのでしょうか。
- 教 育 参 事 : 中学校にも確認して、できるだけ安全確保に努めます。
- 鈴 木 委 員 : 親と一緒に自転車で出かける場合に、どうなるか悩ましいところです。
- 教 育 長 : 努力義務ということですが、後藤委員いかがでしょうか。
- 後 藤 委 員 : 努力義務なので、罰則等ありません。
以前、町からヘルメットの購入助成制度のチラシをもらったことがあります。
- 事 務 局 長 : 手元に資料が無いため、対象年齢等の詳細はわかりません。
- 教 育 長 : この問題については、今後も動向を注視してください。
続いて「報告第3号 第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。
- 教 育 参 事 : —説明—
- 教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
- 小 出 委 員 : 児童相談所の方のご意見で、「いじめによる重大事態ゼロを目指して取組を進めている。」とありますが、実際豊山町において、重大事態は何件くらいありますか。
- 教 育 参 事 : 幸いなことに、昨年度も今年度も0件でした。
各学校で初期対応をできるだけ早く適切に行い、いじめを訴えた子のケアを最優先に取り組んでいることが起因していると考えます。
- 教 育 長 : 続いて「報告第4号 令和4年度適応指導教室「しいのき」の運営・活動実績について」、事務局から説明をお願いします。
- 適 応 指 導 教 室 指 導 責 任 者 : —説明—
- 教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
現在の指導責任者が赴任されてから、カリキュラムの工夫や改善、指導員の養成が大幅に進んで、ありがたいと思っています。
来年度から、適応指導教室から教育支援センターに名称が変わりま

す。できる限り、不登校の子がしいのきを活用していけるよう、支援をしていきたいと思えます。

小出委員： 適応指導教室にも通えない子は、何人くらいいますか。

適応指導教室指導責任者： 入級を考えて見学や体験に来る子は何人かいますが、スムーズに入級まで至らない子が多いです。見学に来てても体験は来れなかったり、見学自体来れない子もいます。

はっきりとした人数はわかりませんが、自分の感覚としては、見学者の3分の1は入級して、3分の2は入級に至らない印象を受けます。

教育長： コロナの影響により、ここ2、3年は全国的に不登校の児童生徒が増えています。

教育参事： 手元に資料が無いため正確な数字はわかりませんが、不登校者数は、小中学校合わせて60人くらいだったと思えます。

教育長： 学業不振、貧困、ヤングケアラー等、不登校になる背景は様々です。実態の把握は教育委員会だけでは難しいため、スクールソーシャルワーカーや福祉課、児童相談所とも連携をしている状況です。

後藤委員： タブレットを使った活動は、とても良いと思えます。

コミュニケーションが苦手な人が、デジタル分野で活躍している例もあります。本人の強味にもつながるため、利用を増やしていけると良いと思えました。

しいのきが新栄学習等供用施設にある理由は何かありますか。

教育長： 新栄学習等供用施設は学校からも少し離れており、通う子供たちの気持ちを考えた際に、今の場所が一番通いやすいと考えています。

後藤委員： 卒業生のサポートは何かありますか。

適応指導教室指導責任者： 卒業後に直接何かをやるということはありませんが、卒業してからも、時々来てくれる子はいます。様子を聞く限り、高校にも通えているようです。

教育長： 続いて「報告第5号 令和4年度第1回豊山町文化財保護審議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明一

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。千松寺の枯れた楠は、町文化財として残しますか。

生涯学習課長： 委員から「天然記念物は、姿・形が変わるのは当たり前のもので、姿・形が変わっても指定し続けている自治体がある。」と聞いています。

町としては、他の委員や所有者の意向も踏まえた上で、残せるので

あれば残していきたいと考えています。例えば、これ以上腐敗しないように措置をして、その横に樹勢が旺盛だったときの写真を載せた看板を設置する等、後世に伝えていければと良いと思います。

教 育 長 : 続いて「報告第6号 豊山町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 長 : ー説明ー

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
(特になし)

教 育 長 : 他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育グループ長: ー連絡事項ー 事務連絡(次回定例会の日程)

教 育 長 : その他、委員のみなさまから何かご発言はありますか。

小 出 委 員 : 社会教育センターや供用施設に、W i - F i は整備されましたか。

生涯学習課長: まだです。

教 育 長 : 安全に関わるものを優先して整備している状況です。

閉会の宣告(午前11時20分)

教 育 長 : ご発言もないようですので、公開の会議による会議を閉会します。

令和5年第3回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和5年3月20日（月）

午前10時

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- | | | |
|------|--------|--------------------------------|
| (1) | 議案第6号 | 教育委員会事務局の職員の任免について ※秘密会 |
| (2) | 議案第7号 | 豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則の廃止について |
| (3) | 議案第8号 | 令和5年度学校給食費の公表について |
| (4) | 議案第9号 | 豊山町文化財保護審議会委員の任命について |
| (5) | 議案第10号 | 豊山町教育委員会事務決裁規程の一部改正について |
| (6) | 報告第1号 | 校長等の任免について ※秘密会 |
| (7) | 報告第2号 | 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について |
| (8) | 報告第3号 | 第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について |
| (9) | 報告第4号 | 令和4年度適応指導教室「しいのき」の運営・活動実績について |
| (10) | 報告第5号 | 令和4年度第1回豊山町文化財保護審議会の報告について |
| (11) | 報告第6号 | 豊山町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について |

5 その他

6 閉会の宣告

議案第7号

豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則の廃止について

豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則(平成17年豊山町教育委員会規則第12号)を廃止することについて、議決を求める。

令和5年3月20日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い関係条文を廃止する必要があるからである。

(案)

豊山町教育委員会規則第 号

豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則を廃止する規則

豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則（平成17年豊山町教育委員会規則第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行前にこの規則による廃止前の豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

議案第8号

令和5年度学校給食費の公表について

豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公表することについて、議決を求める。

令和5年3月20日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、令和5年度の給食費を公表するため必要があるからである。

記

教育委員会公表

令和5年4月1日

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

記

豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、令和5年度の給食費を次の額以内とする。

令和5年度 学校給食における給食費の額

小学校	1食当り	240円
中学校	1食当り	275円

(参考資料) 豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例 (抜粋)

(昭和44年豊山町条例第1号)

(給食費)

第4条 給食費は、給食に要する経費のうち、主食及び副食に係る賄材料費の実費に相当する額を基準として、毎年4月1日に公表するものとする。

2 前項に掲げる給食費は、児童及び生徒の保護者から徴収するものとする。

議案第9号

豊山町文化財保護審議会委員の任命について

豊山町文化財保護条例（平成17年条例第6号）の規定に基づき、別紙の者を豊山町文化財保護審議会委員に任命することについて、議決を求める。

令和5年3月20日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、委員の任期満了に伴い令和5年4月1日からの新たな豊山町文化財保護審議会委員を任命する必要があるためである。

豊山町文化財保護審議会委員 名簿

No.	氏名	専門分野	現元職等	在任
1	林 進	植物	岐阜大学名誉教授 犬山里山学研究所理事長	R元年度～
2	水野 智之	歴史	中部大学教授 元豊山町史編さん委員	R元年度～
3	千田 秀樹	美術	元豊山町史編さん委員 現小学校校長 (R5.3.31 退職予定)	新規
4	岡島 ひかる	郷土史	文化財友の会会員 元豊山町史編さん委員	H29年度～
5	加藤 武	郷土史	文化財アドバイザー 元中学校教諭	H27年度～

※任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

※設置根拠 豊山町文化財保護条例 (平成17年豊山町条例第6号)

議案第10号

豊山町教育委員会事務決裁規程の一部改正について

豊山町教育委員会事務決裁規程（平成8年豊山町教育委員会訓令第1号）の一部を改正することについて、議決を求める。

令和5年3月20日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、個人情報保護に関する法律の改正に伴い関係条文を改正する必要があるからである。

豊山町教育委員会事務決裁規程の一部改正について

1 改正理由

- ・ 令和5年4月1日から改正個人情報保護法が施行されることに伴い、令和5年3月31日をもって、現行の豊山町個人情報保護条例及び豊山町個人情報保護条例施行規則が廃止となる。
- ・ 豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則は、現行の豊山町個人情報保護条例第47条を制定根拠としており、根拠規定が無くなることから、令和5年3月末をもって廃止する。
- ・ 現行の豊山町個人情報保護条例教育委員会施行規則には、個人情報に係る開示請求等に対して、教育長や事務局長の専決事項についての規定があり別で定める必要があることから、豊山町教育委員会事務決裁規程を改正する。

2 改正内容

- ・ 豊山町教育委員会事務決裁規程の別表第1に、個人情報の開示請求等に関する決裁区分を定める。

3 施行日

令和5年4月1日

(案)

豊山町教育委員会訓令第 号

本 庁
出先機関

豊山町教育委員会事務決裁規程（平成8年豊山町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月 日

豊山町教育委員会教育長 北 川 昌 宏

別表第1 共通決裁事案1 庶務に関する事項の表中

「

16 後援をすること。	重要なもの		定例的なもの	
-------------	-------	--	--------	--

」を

「

16 後援をすること。	重要なもの		定例的なもの	
17 個人情報の開示決定等に関すること。	重要なもの	定例的なもの		総務課長に合議

」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

豊山町教育委員会事務決裁規程の一部改正新旧対照表

新						旧					
別表第1（第4条関係） 共通決裁事案 1 庶務に関する事項						別表第1（第4条関係） 共通決裁事案 1 庶務に関する事項					
決裁区分		教育長	事務局長	課長	備考	決裁区分		教育長	事務局長	課長	備考
決裁事項						決裁事項					
中略						中略					
文書の処理	8 許可、認可、承認等の行政処分を行うこと。	重要なもの	定例的なもの	軽易なもの		文書の処理	8 許可、認可、承認等の行政処分を行うこと。	重要なもの	定例的なもの	軽易なもの	
	9 訴えの提起、応訴、和解及び調停をすること。	○					9 訴えの提起、応訴、和解及び調停をすること。	○			
	10 申請、照会、報告、通知等を行うこと。	重要なもの	定例的なもの	軽易なもの			10 申請、照会、報告、通知等を行うこと。	重要なもの	定例的なもの	軽易なもの	
	11 公簿の閲覧を許可すること。			○			11 公簿の閲覧を許可すること。			○	
	12 公簿による証明を行うこと。			○			12 公簿による証明を行うこと。			○	
	13 公簿によらない証明を行う	重要なもの	定例的なもの	軽易なもの			13 公簿によらない証明を行う	重要なもの	定例的なもの	軽易なもの	

豊山町教育委員会事務決裁規程の一部改正新旧対照表

新					旧				
こと。					こと。				
14 主管業務にかか る原簿、台帳等 を作成し、保管 すること。	重要なもの	定例的なもの	輕易なもの		14 主管業務にかか る原簿、台帳等 を作成し、保管 すること。	重要なもの	定例的なもの	輕易なもの	
15 出版物の刊 行を決定するこ と。	重要なもの	定例的なもの	輕易なもの		15 出版物の刊 行を決定するこ と。	重要なもの	定例的なもの	輕易なもの	
16 後援をする こと。	重要なもの		定例的なもの		16 後援をする こと。	重要なもの		定例的なもの	
17 個人情報の 開示決定等に関 すること。	重要なもの	定例的なもの		総務課長 に合議					
備考 この表において、「○」とは全部をいう。 2 略					備考 この表において、「○」とは全部をいう。 2 略				

報告第2号

小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について

令和5年3月25日から始まる豊山町立小学校及び中学校の小中学校学年末・学年始休業期間中における児童生徒の生活指導、学校運営計画について、各小学校・中学校長より提出がありましたので、別紙のとおり報告します。

報告第3号

第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について

第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和5年2月16日（木）午前10時00分から
- 2 開催場所 豊山町社会教育センター 2階 研修室1
- 3 出席者 委員：千田秀樹、近藤良江、三宅由晃、滝 仁美
上奈津美、神藤一成、西脇和子、林真吾
事務局：北川昌宏、安藤憲司、小出泰司、井戸茂治、小坂井美衣
- 4 議題
 - (1) 本町におけるいじめ問題の現状について
 - (2) 本町及び小中学校におけるいじめ問題の取組について
 - (3) 意見交換
- 5 議事内容【抜粋】
 - 議題（1） 本町におけるいじめ問題の現状について
事務局より、2学期の町いじめアンケートの結果について1学期との比較を含めて説明した。また、文部科学省による全国のいじめに関する調査結果の資料を提示して、その傾向や町との相違について確認した。
 - 議題（2） 本町及び小中学校におけるいじめ問題の取組について
事務局より資料に基づき、本町のいじめ問題に対する取組について説明した。現状については、月例報告やアンケートからいじめの傾向やいじめられたことがある子の割合、いじめを見たことがある子の割合などを報告した。対策については、町いじめ問題等対策委員会の取組、教育相談の内容や異学年交流、人権週間などの取組について紹介した。
 - 議題（3） 意見交換
事務局の説明をもとに、いじめ等の最近の事例や対応について、各委員の意

見を求めた。委員からの主な意見は次のとおりであった。

- ・中学校の事例においては、いじめの問題が解消した後の事後の指導が大切であり、当事者による話し合いをするなどのケアが必要であると考ええる。
- ・小学校では、通常学級に在籍している児童の中でうまく周りの子と関係がもてない子への指導が課題となっている。いい所見つけなどを行ってその子のよさを取り上げたり、異学年交流でのよい姿を見つけたりしている。
- ・関係機関としての警察では、これからは抑止のためにも働きかけをしていく。いじめが不登校のきっかけにもなる事例が多くあるので、出前講座などを活用して、犯罪防止を教える場を提供していきたい。
- ・児童相談所としては、いじめによる重大事態ゼロを目指して取組を進めている。そのためには、まず未然防止をお願いしている。また、事後の対応として、解消したときにも継続した取組をして見守ってほしい。実際には半年後になって、不登校になった事例もある。さらに、加害者に対する支援も忘れずに行ってほしい。
- ・いじめの事案では、加害者と被害者の認識のちがいが後になって分かるケースもある。被害者に対して話を聞くときには、時間をかけて信頼関係を作る必要もある。解決した後の双方へのケアが大切であることを、関係者は認識することが重要である。

報告第4号

令和4年度適応指導教室「しいのき」の運営・活動実績について

令和4年度適応指導教室「しいのき」の運営・活動実績について、別紙のとおり報告します。

報告第5号

令和4年度第1回豊山町文化財保護審議会の報告について

令和4年度第1回豊山町文化財保護審議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和5年3月3日（金）午後2時から
- 2 開催場所 豊山町社会教育センター 2階 研修室1
- 3 出席者 委員：岡島ひかる（副会長）、林進、水野智之、加藤武
事務局：北川昌宏教育長、安藤憲司事務局長、栗山直樹課長、
浅野圭祐主事、丹羽拓実主事
- 4 議題 (1) 町指定文化財天然記念物「楠」(千松寺)について
(2) 令和4年度の文化財保護行政について
(3) 令和5年度の文化財保護行政について

5 議事内容【抜粋】

議題(1) 町指定文化財天然記念物「楠」(千松寺)について

事務局より「楠」のこれまでの経緯・現状などを資料に基づき説明するとともに現地視察により「楠」の現状を確認した。

植物の専門である林委員より「楠が枯れた主な要因として、近年の異常気象で環境の変化がものすごく大きく、楠へのダメージが大きかった。楠がまた復活するかどうか調査したが、復活の可能性はないと思う。」と説明があった。

また、他の委員より「楠を伐採した際にこの切った木を何かしらの形で残るようにしていただきたい。」との意見があった。

副会長より「楠の所有者である千松寺の意向を前提に、林委員の見解と町の意向を踏まえ、楠をかつての隆盛の証として後世に伝える方向で進めたい。」とし、議題(1)については全員により承認された。

【議題（1）】町指定文化財天然記念物「楠」（千松寺）について

1 概要

- ・指定年月日：平成5年3月31日
- ・所在場所：豊山町大字青山1756
- ・員数：1本
- ・所有者：千松寺 加藤貴啓

【指定までの経緯】

「楠」は平成5年に行った樹木調査結果を基に町指定文化財として指定された天然記念物である。当時の様子として、尾張の平野部におけるクスノキとしては貫録充分、樹勢も旺盛で、樹形も整っているとの評価から町指定文化財として指定された。

2 これまでの経緯・現状

- ・平成29年12月、「楠」が衰弱してきていたため、処置を施すための施肥工事を行った。衰弱した根を活性化させるため周辺の土壌を掘り起こし、栄養分を与えた。
- ・平成30年6月、養生工事を行い、枯れた枝や幹を伐採し、殺菌剤の塗布及び土壌改良を行った。
- ・令和2年3月には幹の根元から2mほどの新芽が出ていた。
- ・令和4年12月に調査した際、新芽は枯れていた。

枯れた原因として、主に下記の3つの異常気象が原因であると考えられる。

- ①5月中旬は、初夏にふさわしくない高温が続き、成長の促進が阻害された。
- ②5月下旬以降7月20日過ぎは、例年になく冷涼な気候が続き、長雨、日照不足が現れたため、光合成ができなかった。
- ③7月下旬以降は、夏季気候が回復したが、樹木は8月に入ると成長を停止し、休養状態になる。



令和3年3月の新芽



令和4年12月の新芽

3 今後の対応

(1) 林進委員の見解

- ・令和4年12月に林進委員が現地調査に対する意見は以下のとおり

- ①文化財も文化同様に守り、育てていくものという文化庁の考え方から、完全に消失していない限り、直ちに指定を解除するものではない。
- ②所有者に指定解除の意思がないのであれば、審議会にて解除の有無を審議する必要もなく、どのような方法で保存していけるのか審議した方がよい。
- ③天然記念物は姿・形が変わるのは当たり前のことなので、実際に指定文化財の天然記念物で姿・形が変わっても、指定し続けている事例がある。今回の事例では、幹ないし根株の保存が「確かここに楠の巨木があった」ことを伝える役割を果たすなら、それも文化財の保存の一コマになる。「滅んだ命を哀惜」し、残された幹を「かつての隆盛の証」とすることの価値を検討して欲しい。

(2) 町の考え方

- ・林委員の意見を踏まえ、また、所有者の意向も踏まえながら、町としては、歴史的価値のある町指定文化財「楠」を「かつての隆盛の証」として後世に伝える方向で進めていく。
- ・具体的にどのように保存するべきか、現地見学を実施しながら、本審議会でも議論する。

【議題（2）】令和4年度の文化財保護行政について

1 指定文化財について

愛知県文化財保護条例及び豊山町文化財保護条例に基づき、愛知県指定文化財2点、豊山町指定文化財8点を指定している。

（1）愛知県指定文化財

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は代表者
有形	鑄造誕生仏立像	1 軀	S 29. 3. 12	木戸 76	常安寺
有形	木造地藏菩薩立像	1 軀	S 32. 9. 6	青山 1227	延命寺

（2）豊山町指定文化財

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は代表者
有形	葬儀絵巻	1 巻	H5. 3. 31	青山 1227	延命寺
有形	狛犬	1 対	H5. 3. 31	木戸 69	八所神社
有形	薬師如来坐像	1 軀	H5. 3. 31	中之町 190	長寿寺
記念物	いちい櫨	4 本	H5. 3. 31	青山 703	河村米光
記念物	楠	1 本	H5. 3. 31	青山 1756	千松寺
無形	木遣	—	H5. 3. 31	諏訪 210	木遣保存会
無形	神楽	—	H17. 4. 1	城屋敷 142	神楽保存会
無形	伊勢山神楽	—	H22. 4. 1	中之町 154	伊勢山神楽保存会

2 指定文化財の保存・管理

（1）豊山町文化財保存管理奨励交付金

- ・ 県指定文化財（有形 30,000 円）
- ・ 町指定文化財（有形 20,000 円、無形 30,000 円、記念物 20,000 円）

（2）豊山町文化財保存事業費補助金

必要があれば、随時対応する。

（3）文化財防火デー

全国的な文化財防火運動「1/26 文化財防火デー」に協賛し、文化財所有者に防火施設の点検や避難訓練等の実施要項を配布したほか、ポスターを掲示し文化財に対する防火意識の啓発に努めた。

【議題（3）】令和5年度の文化財保護行政について

1 指定文化財について

令和5年度新たな文化財の指定があれば、諮問する。

2 指定文化財の保存・管理

（1）豊山町文化財保存管理奨励交付金

（2）豊山町文化財保存事業費補助金

（3）文化財防火デー

- （1）、（3）は令和4年度と同様に実施する。
- （2）は申請があれば、随時実施する。

豊山町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について

当面の対応

(1) 学校教育課

1) 周知

保護者あてに

「卒業式におけるマスクの取扱い等について」を2/16付けで文書配布

「春休み期間中の新型コロナウイルス感染症対策について」を3/17付けで文書
配布予定

2) 部活動

感染防止対策を徹底した上で実施

3) 学習活動

感染防止対策を徹底した上で実施

4) 健康チェック

- ・同居家族が体調不良の場合の登校制限【継続】
- ・同居家族が濃厚接触者指定の場合の登校制限の基準【継続】
濃厚接触者が無症状で3日間又は検査で陰性が判明するまで登校を控える。
- ・放課後及び休日の学校外における感染防止対策の行動【継続】

(2) 生涯学習課

1) 各種事業等

- ・各種講座等【開催】

2) 社会教育センター所管施設の対応

3月13日からの変更（施設内貼り紙、町ホームページ、SNSにより周知）

- ・利用者のマスクの着用は個人の判断に委ねるが、場合によっては着用の協力を求める。
- ・国の方針に基づき、職員に窓口対応の際のマスク着用を求める。
- ・社会教育センター所管施設の利用人数の上限【廃止】
- ・施設利用時の感染症防止対策チェックリストの提出【廃止】
- ・利用団体責任者へ施設利用者一覧名簿の作成依頼【廃止】
- ・施設利用者による利用後の清掃、消毒の依頼
社会教育センター【シルバーで実施】、スポーツ施設、学校体育施設開放【継続】
- ・更衣室の利用【感染症防止対策を講じて再開】

令和5年2月16日

保護者の皆様へ

豊山町教育委員会

〇〇〇学校長

卒業式におけるマスクの取扱い等について

平素から本町及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、2月13日に愛知県教育委員会より「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」の通知が出されました。この通知を受けて、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、町内小中学校における卒業式の実施に当たる基本的な方針を下記のとおり定めました。

卒業式の適切な実施に向けて、保護者の皆様にはご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり、メリハリのあるマスクの着用を進めてまいりますので、ご承知おきください。

記

○ 基本的な考え方

- ・児童生徒及び教職員については、入退場、式辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- ・保護者はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、座席数及び会場の広さを考慮して参加人数は2名までとします。

○ 留意事項

- ・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。
- ・窓や扉の開放など効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を行います。
- ・保護者の皆様にはマスクの着用をお願いするとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保します。
- ・発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある方については、卒業式への参加を控えるようお願いいたします。
- ・児童生徒にマスクの着脱を強いることのないようにします。

令和5年3月17日

保護者の皆様へ

豊山町教育委員会

〇〇小学校長

春休み期間中の新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

平素から本町及び本校の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、愛知県では、感染の再拡大の防止に向け、「警戒領域」として感染防止対策が実施されているところです。

春休み期間を迎えるにあたり、普段以上に感染予防に留意して生活することが大切となります。

つきましては、御家庭においてもお子様の生活について次の点に御注意いただき、安心・安全の確保に御協力いただきますよう、お願いいたします。

- 三密の回避、人と人との距離の確保、マスク着用、手洗い等の手指衛生など基本的対策を今一度徹底してください。なお、マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねます。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 多数の人が集まる行事に参加する場合は、人と人の適切な距離の確保・手指衛生など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。
- 下記の報告に関して卒業生については、3月中は卒業した学校へ、4月1日以降は進学先の学校へ連絡するようにしてください。

※ 豊山中学校 0568-28-0021

・新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した、又は濃厚接触者に特定された場合は、速やかに下記へ連絡してください。

- 平日時間内 〇〇小学校 0568-28-〇〇〇〇
- 平日時間外・休日 豊山町役場 0568-28-0001